

第1章 平成19年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

農林水産業と農山漁村は、食料の安定供給はもちろんのこと、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能の発揮を通じ、国民の毎日の生活において重要な役割を担っている。農林水産業や農山漁村が持つ潜在能力を最大限に引き出すことは、地域を再生し、豊かで安定した国民生活を実現するための基本であると考ええる。

農林水産行政をめぐっては、平成19年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策（平成19年12月21日に「品目横断的経営安定対策」より名称を変更）をはじめとした農政改革の円滑な実施、大詰めを迎えつつあるWTO交渉への的確な対応、食品の安全と消費者の信頼の確保、農山漁村地域の活性化など、内外にわたる政策課題が山積している。

平成17年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」においては、食料自給率の向上に関する施策をはじめ、食の安全及び消費者の信頼の確保、新たな経営安定対策への転換、農村の活性化、品質の高い農産物の輸出の促進など、今後、食料・農業・農村に関して総合的かつ計画的に講ずべき施策等を明らかにしている。また、施策の計画的な推進を図るため、それぞれの施策について、推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を明確にした工程表を作成し、その的確な管理と必要に応じた施策内容の見直しを行っているところであり、スピード感を持って改革を推進していくこととしている。

2 講じた施策の重点

新たな基本計画に基づき、食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の振興に関する施策を総合的に展開した。特に、平成19年4月から本格導入された農政改革三対策（水田・畑作経営所得安定対策、米政策改革推進対策、農

地・水・環境保全向上対策）の着実な実施を図るとともに、食の安全及び消費者の信頼の確保、都市と農村の共生・対流の促進、農産物の輸出促進、バイオマスの利活用等を農業をめぐる諸課題に対応するための施策を総合的に推進した。

(1) 食料の安定供給の確保

ア 食品表示の信頼の確保

牛ミンチ偽装事件により損なわれた消費者の表示に関する信頼性を確保するため、「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」を設置した。7回にわたる会議の結果、加工食品品質表示基準を改正し、業者間で取引される加工食品についても原産地等の表示義務を課するなどの措置を図った。

イ 食品産業のコンプライアンス

食品業界が関係法令の遵守及び社会倫理に適合した行動への取組を一層促進するための道しるべとして利用できるよう、平成20年3月に、「食品産業の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」を策定し、食品産業におけるコンプライアンス遵守体制の整備を図った。

ウ 世界の食料事情の分析

国際食料需給について検討を行うため、「国際食料問題研究会」を開催し、主要品目別・国別の食料需給動向等について分析を行い、平成19年11月に、報告書を公表した。また、国際食料需給の動向について総合的な分析結果を取りまとめた「海外食料需給レポート」を平成20年3月に公表した。

(2) 農業の持続的な発展

ア 経営安定対策

平成19年4月より、我が国農業の構造改革を加速化するとともに、農業政策体系を国際規律にも対応しうるようにする観点から、これまで品目毎に講じてきた全ての農家を対象とする価格政策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を絞り、経営全体に着目した政策（水田・畑作経営所得安定対策）を導入した。その着実な推進に努める一方、平成19年12月には、市町村特認制度の創設などによる面積要件の見直しや収入減少影響緩和対策の充実など地域の実情に応じた必要な改善等を実施した。

イ 農地の有効利用の促進

最も基礎的な生産基盤である農地について、その有効利用を促進する観点から、農地情報のデータベース化、耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施、優良農地確保対策の充実・確保、農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開等農地に関する具体的な改革案とその工程表について、平成19年11月、「農地政策の展開方向について」としてとりまとめを行った。また、工程表に沿って、平成21年度までに全体の改革が順次具体化されるよう法制上の措置を講じることとされた。

ウ 輸出促進対策の強力な推進

平成25年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円規模にするとの目標を掲げ、輸出環境の整備、品目別のきめ細やかな輸出支援、日本食・日本食材の海外への情報発信等の取組を推進した。平成19年5月には、官民一体となって輸出拡大の取組を推進する「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」を策定した。

エ 食料供給コストの縮減

平成19年4月に、食料供給コスト縮減プランを改訂し、平成19年3月に閣議決定された水産基本計画を本プランに位置づけるなどの措置を図った。また、平成19年10月、平成20年3月に、食料供給コスト縮減検証委員会において、アクションプランに基づく具体的な取組の実施状況を点検するとともに、農業現場での生産コスト縮減に向けた具体的な取組を、平成20年1月に、「品目別生産コスト縮減戦略」としてとりまとめ、周知を図った。

オ バイオマスの利活用

農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が共同して原材料生産と燃料製造を行う取組の促進等を図ることを目的とした「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」を、平成20年2月に国会に提出した。また、農林水産省の公用車にバイオ燃料を導入するとともに、バイオ燃料導入車を示すシンボルマークを発表するなどバイオ燃料の利活用の加速化を図った。

(3) 農村の振興

ア 地域資源の保全管理政策の構築

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要との考えに立ち、農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保

全に向けた先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する、農地・水・環境保全向上対策を平成19年4月より導入した。

イ 農山漁村活性化に向けた総合的な取組の推進

「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づき、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を創設し、各種施設整備等の取組を総合的かつ機動的に支援した。

また、小規模農家や高齢な農業従事者も含め、農山漁村で生活されている方々が安心して暮らせるように、農林水産省として講じる施策について、平成19年11月に、「農山漁村活性化のための戦略」としてとりまとめた。

ウ 鳥獣害対策の推進

平成20年2月に施行された、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市町村が作成する被害防止計画に基づく個体数調整、侵入防止柵の整備等による鳥獣による被害の防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を支援した。

エ 農商工連携の推進

地域産品の販売促進、新商品開発への支援等を通じた地域全体の所得向上と雇用の確保を図るため、経済産業省と連携し、「農林水産業と商業・工業等の産業間での連携（農商工連携）の促進等による地域経済活性化のための取組について」を公表した。

(4) 国際交渉への取組

ア WTO 交渉における取組

平成12年から開始されたWTO農業交渉において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項が十分に配慮され、食料輸入国と輸出国に対する規律の間でバランスのとれた貿易ルールの確立を目指しているところである。

WTO交渉は、平成16年7月に枠組み合意が成立し、平成17年12月に香港で開催された第6回WTO閣僚会議では、すべての形態の輸出補助金を2013年までに撤廃すること、貿易わい曲的国内支持の3階層による定率削減、関税削減の4階層の階層方式等、これまでの議論で取れんのみられた事項が盛り込まれた閣僚宣言が採択された。

閣僚会議以降、国内補助金、関税の具体的な削減率等、各国に共通に適用されるルールとなるモダリティの確立に向けて、主要国を中心とした協議が活発に行われた。6月にポツダムで開催されたG4（アメリカ、EU、ブラジル、インド）閣僚会合にお

いて、農業やNAMA等に関する論点について意見の収斂が見られず、主要な交渉の場は、少数国間の協議から、多国間の協議に移った。

このような中、平成19年7月には、ファルコナー農業交渉議長がモグリティ案を提示した。ラミー事務局長の、9月以降の交渉で農業、NAMAそれぞれのテキスト修正を求めていく旨の発言を受け、本案に基づき、同年9月以降、事務レベルでの集中的な議論が行われてきた。

これらの議論を踏まえ、ファルコナー議長は、平成20年2月に、モグリティ案改訂案を提示した。関税削減に係る数字等については7月時点のテキストと同じ幅のある案が基本的には維持され、今後の議論に決着が委ねられた形となった。本案を受け、年度末の閣僚会合開催に向けて、農業、NAMAを一緒に扱う水平的なプロセスが行われたが、合意を見ることはできなかった。

WTO交渉においては、農業市場アクセス、農業国内支持、NAMA等の論点で各国の利害が複雑に對立し、「三すくみ」の状態では交渉はこう着状態に陥っているものの、我が国としては、多様な農業の共存、輸入国と輸出国のバランスのとれた貿易ルールの確立等我が国の主張ができる限り反映され、今次ラウンドが成功裡に終結するよう、引き続き、戦略的かつ前向きに対応していくこととしている。

イ EPA / FTA への取組

経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA) については、経済のグローバル化が進むなか、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、政府全体として積極的に推進し、農林水産分野においても、万全の交渉を行った。

各国との交渉に当たっては、我が国と相手国における農林水産業や食品産業の共存・共栄が図られることを基本とし、「守るところは守り、攻めるところは攻める」との考え方のもと、戦略的かつ前向きに交渉に臨んだ。

平成18年12月に交渉入りが合意された豪州との間の交渉については、平成19年4月に交渉が開始され、4回の会合が開催された。交渉に当たっては、両国の農業構造には、農地面積をはじめとして大きな違いがあること、豪州から輸入されている農産物の多くが我が国農業や地域経済にとって重要な品目であることなどを説明した。

シンガポールとの間では、平成19年9月に、協定を改正する議定書が発効し、チリとの間では、平成19年9月に、タイとの間では、平成19年11月に協定

が発効した。また、ブルネイとの間では、平成19年6月に、インドネシアとの間では、平成19年8月に協定に署名した。我が国初の複数国間の協定であるアセアン全体との間では、平成19年8月に大筋合意、平成19年10月に妥結した。

(5) その他重要施策

ア 食料自給率向上に向けた取組

平成18年度の自給率が、カロリーベースで39%に低下したことを踏まえ、自給率への貢献度や品目別の目標とのかい離の状況を踏まえた米、飼料作物、油脂類、野菜の4つの重点品目に着目し、集中的に実施すべき追加的な取組として、①自給率に関する戦略的広報の実施、②米の消費拡大、③飼料自給率の向上、④油脂類の過剰摂取の抑制等、⑤野菜の生産拡大、⑥食育の推進の6つを集中重点事項と位置付け、食料自給率向上に向けた取組を総合的に行った。

イ 食料の未来を描く戦略会議の開催

途上国の経済発展に伴う食料需要の大幅な増加、バイオ燃料需要の増加等食料をめぐる世界情勢に大きな変化が見られる中で、毎日の食生活に欠かすことのできない食料について、世界の状況を正確に把握した上で、国民に対する食料の安定供給の確保を図るための方向性について議論し、食料問題に対する認識を国民全体で共有するため、「食料の未来を描く戦略会議」を開催した。

ウ 地球温暖化問題への対応

京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減の達成に向けた農林水産分野における地球温暖化防止策などを定めた「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」を平成19年6月に策定した。また、野菜などの主要品目について地球温暖化による影響、当面の適応策、今後の対応方針をまとめた「品目別適応策レポート」を平成19年6月に作成し、関係者に配布した。

(6) 食料、農業及び農村施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

ア 政府一体となった施策の推進

内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を中心として、政府一体となって実効性のある施策の推進を図り、平成19年4月には、我が国農業を真に21世紀にふさわしい産業にするという視点に立った上で、我が国の食料・農業・農村に係る新たな国家戦略として、「21世紀新農政2007」を策定した。

イ 施策の工程管理と評価

基本計画に基づく施策の計画的な推進を図るため、基本計画の策定と同時に、それぞれの施策について、推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を明確にした工程表を作成しており、この工程表に沿って、それぞれの施策の具体化を推進するとともに、進捗管理を適切に行った。

また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく「農林水産省政策評価基本計画」等に即して、政策評価を引き続き積極的に推進した。

3 財 政 措 置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成19年度農業関係予算一般会計予算額は、総額 2 兆1,242 億円となった。

また、平成19年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は2,048億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で1,700億円となっている。

4 税 制 上 の 措 置

(1) 国 税

経営所得安定対策等の実施に伴い、次の特例措置が講じられた。

ア 経営所得安定対策等（水田・畑作経営所得安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策）の交付金についての特例措置（準備金（5年間）及び圧縮記帳制度）を創設した。

イ 平成18年度の水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等についての特例措置（個人が交付を受けた場合には一時所得扱い、法人が交付を受けて固定資産の取得等を行った場合には圧縮記帳）を創設した。

(2) 地 方 税

ア 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の譲受けにより不動産を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/2控除、3年間）を創設した。

イ 産業活力再生特別措置法に基づく事業譲渡等に伴い不動産を取得した場合の特例措置を拡充した。

ウ 中小企業地域資源活用促進法に係る税制上の特例措置を創設した。

5 農 業 金 融

制度金融については、農林漁業金融公庫（現：株式会社日本政策金融公庫）融資制度について、農業経営基盤強化資金の利子助成拡大による実質無利子化、農

林漁業セーフティネット資金の創設等の改正を行った。また、農業近代化資金制度についても、貸付対象者（新規農業参入法人）の追加等の改正を行った。

6 立 法 措 置

第166回国会（通常国会）において、

- ・「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」
- ・「漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「種苗法の一部を改正する法律」
- ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律」等が成立した。

また、第169回国会（通常国会）において、

- ・「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」等が成立した。

第 2 節 林 業

1 施 策 の 背 景

我が国は、国土の3分の2を森林が占める世界有数の森林国であり、森林がもつ地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全などの多様な機能は、私たちが安全・安心で快適な生活をしていく上で重要な役割を果たしている。

そして、地球温暖化の防止に貢献する森林の役割に対する国民の期待が高まる中、京都議定書に基づく温室効果ガスの6%削減約束を達成していくためには、間伐等の森林整備・保全を一層加速化していくことが必要となっている。

また、木材貿易の先行きが不透明さを増す中、利用可能な国内の森林資源が充実しつつあることから、木材産業においては、安定供給可能な資源としての国産材への期待が高まってきている。

このように、地球温暖化防止等の公益的機能を発揮する健全な森林を育成していく上でも、木材産業が求める国産材原木を安定的に供給していく上でも、我が国の林業が持続的な林業生産活動と森林整備を実施していくことが強く求められている状況にある。

平成19年度においては、森林・林業基本計画に沿って、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」（農林水産省）の第2ステップにおける施策をはじめとする森

林・林業施策を、関連する施策と連携を図りつつ、国民が快適で安心できる暮らしや豊かさを享受できるよう総合的に展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 地球温暖化の防止等の森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全

重視すべき機能に応じた多様で健全な森林づくりを進め、併せて森林施業に不可欠な路網整備を計画的に推進した。特に健全な森林の育成に必要な間伐を団地化などの条件整備や間伐材の利用促進を図りつつ推進した。

また、森林の現況等に応じた治山施設の設置等や保安林の適切な管理、森林被害に対する防除対策を推進した。

さらに、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民の理解と協力のもと「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を図り、各種施策を推進するとともに、二酸化炭素吸収量の算定等に向けたデータの収集・分析等を行った。

(2) 林業の持続的かつ健全な発展と山村の活性化

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、意欲ある林家や森林組合等の林業事業体を、経営規模の拡大支援、競争力ある木材産地形成のための施設整備等により育成するとともに、「緑の雇用担い手対策事業」等により、林業就業者を確保・育成した。

また、地域の森林資源等を活かした新たなビジネスの創出に向けた事業の試験運用や森林と居住環境基盤の総合的な整備等、魅力ある山村づくりを支援するとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林の多様な利用とそれに応じた森林の整備を推進し、交流・体験の場、機会の創出に努めた。

さらに、山村地域の貴重な収入源である特用林産物について、生産・供給体制の整備とともに、安全性の情報提供等を行い需要の拡大を図った。

(3) 林産物の供給及び利用の確保

施業の集約化、製材工場の大規模化等を進め、品質・性能の確かな製品を安定的に供給する生産・流通・加工体制のモデル的な構築を図るとともに、林産物利用の意義に関する国民への情報提供と普及、木質バイオマス等未利用資源の新規需要の開拓、住宅や公共施設等への地域材利用の拡大を促進した。

(4) 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

森林の機能、地球温暖化対策、木質資源の有効利用等に係る試験研究及び花粉症対策に有効な林木新品種の開発等を実施した。

(5) 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進

公益的機能の維持増進を旨とする管理運営を推進するとともに、事業運営の効率化を図る中で、開かれた「国民の森林」の実現に向けて取り組んだ。

(6) 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的取組の推進

世界の持続可能な森林経営の推進、地球温暖化問題への対応及び適切な木材貿易の推進に向けて、国際協力機構等を通じた二国間協力、国際熱帯木材機関等を通じた多国間協力、アジア森林パートナーシップ（AFP）との連携等による協力に取り組んだ。

3 財政措置

(1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を実施するため、林業関係の一般会計予算、国有林野事業特別会計予算及び森林保険特別会計予算の確保に努めた（表-1）。

表-1 林業関係の一般会計等の予算額

区 分	19 年 度
林業関係の一般会計予算額	463,201
治山事業の推進	130,044
森林整備事業の推進	194,623
災害復旧等	37,046
保安林等整備管理	553
森林計画	1,113
森林の整備・保全	3,756
林業・木材産業等振興対策	16,511
林業試験研究及び林業普及指導	11,305
森林病虫害等防除	996
林業金融	597
国際林業協力	363
林業整備地域活動支援対策	7,453
その他	58,841
国有林野事業特別会計予算額	472,592
森林国営保険事業・歳出	5,317

注：1）予算額は補正後のものである。

2）一般会計には、内閣府及び国土交通省計上の予算を含む。

3）総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

森林・山村に係る地方財政措置として、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を実施した。

森林・山村対策としては、①公有林等における間伐

等の促進に要する経費、②国が実施する「緑の雇用担い手対策事業」と連携した林業の担い手確保に必要な実地研修及び新規就業者定着のための福利厚生等への支援、③民有林における長伐期・複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進、④地域材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策等に要する経費、⑤国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した「森林情報の収集活動」その他の地域における活動に対する経費に対して交付税措置を講じるとともに、⑥ふるさと林道緊急整備事業に要する経費、⑦水産庁・農村振興局との連携により新たに実施する治山事業、森林整備事業（漁場保全関連特定森林整備事業、農業用水水源地域保全整備事業）に対して起債措置及び交付税措置を講じた。

国土保全対策としては、①ソフト事業として、U・Iターン受入れ対策、森林管理対策等に必要経費に対する普通交付税措置、②上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流の団体が負担した場合の特別交付税措置、③新規就業者や林業後継者の定住化のための貸付用住宅の取得・整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費の起債措置を講じた。

4 立法措置

第169回通常国会に、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案」及び「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案」を提出した。

5 税制及び金融措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制及び金融措置を講じた。

所得税については、山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長する措置を講じた。法人税については、農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、対象に森林組合併助成法の適用を受けない森林組合同士の合併を追加した上、その適用期限を3年延長する措置、植林費の損金算入の特例措置の適用期限を2年延長する措置などを講じた。固定資産税については、地域エネルギー利用設備（木くず焚ボイラー）の課税標準の特例措置について、適用要件を見直した上、その適用期限を1年延長する措置を講じた。

林業・木材産業改善資金の貸付け等を行う都道府県に対し貸付けに用いる資金の造成に必要な経費を助成したほか、木材産業等高度化推進資金により、木材の生産及び流通を合理化し、木材の供給の円滑化を図るための資金を低利で融通するなどの措置を講じた。

第3節 水産業

1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の水産業は、資源の深刻な状況、漁業生産量の低下、漁業者の減少・高齢化や漁船の老朽化による漁業生産構造の脆弱化、生産資材コストの増加などにより、大変厳しい状況に置かれている。

こうした中、力強い水産業を確立するため、低位水準にある水産資源の回復・管理の推進、我が国漁業の将来を担う経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、水産物の消費者への直接販売などを通じた産地の販売力の強化などの加工・流通・消費施策等に取り組んでいる。また、燃油等の価格が高水準にあることから、漁業者の経営体質の強化や省エネ型漁業への転換を集中的に推進している。

今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 講じた施策の重点

漁業生産構造の脆弱化や消費流通構造の変化、資源状況の悪化といった我が国水産業をめぐる厳しい現状を踏まえて策定された新たな水産基本計画に基づき、「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」を実現するため、(1)低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進、(2)国際競争力のある経営体の育成、(3)水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開、(4)水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及、(5)漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮、(6)水産関係団体の再編整備を総合的かつ計画的に推進した。

(1) 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

水産資源に関する調査及び研究に関して、①資源評

価・予測の精度の向上、②地球環境変動の水産資源への影響の解明、③資源情報の積極的な提供を図った。

我が国の排他的経済水域等における資源管理に関して、①漁業管理制度の的確な運用と資源の合理的利用の促進、②資源回復計画の一層の推進、③密漁等の違反防止対策の強化と漁業調整の円滑な推進を図った。

公海域を含む国際的な資源管理に関して、①周辺国・地域との連携・協力の強化と適切な漁業関係の構築、②地域漁業管理機関を活用した資源管理の推進、③責任ある漁業国としての適正な操業の実践を図った。

海外漁場の維持・開発と国際協力の推進に関して、①新漁場開発調査の実施と二国間・多国間協定に基づく操業の確保、②資源管理の取組に重点を置いた海外漁業協力の展開を図った。

海面・内水面を通じた水産動植物の生育環境の改善と増養殖に関して、①漁場における汚泥・ヘドロの除去等による水質保全対策や磯焼け対策ガイドラインの普及などによる森・川・海を通じた環境保全の推進、②外来魚・カワウ、大型クラゲ等の野生生物による漁業被害の防止対策の推進、③環境・生態系と調和した増殖の推進、④水産防疫体制の点検や強化の検討等による持続的な養殖生産の推進を図った。

(2) 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

我が国水産業の将来展望に関して、漁業生産構造の展望及び漁業経営の展望を示した。

国際競争力のある経営体の育成・確保に関して、①収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省人型の代船取得等によって経営転換を促進する漁船漁業構造改革対策の推進、②収入の変動による漁業経営への影響を緩和する経営安定対策の導入、③融資・信用保証等の経営支援施策の充実を図った。

漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化に関して、①「水産業燃油高騰緊急対策（基金）」による省エネ設備への転換やグループ創業への支援、燃油流通コストの削減等による燃油価格高騰対策、②漁協系統、資材メーカーを始めとする関係者による生産・流通の合理化に向けた取組と漁業者による生産現場での効率的な利用に向けた取組を推進した。

漁業保険制度の適切な運用に関して、①漁業共済事業の安定的な事業経営の確保と収支の健全化、②漁船保険事業の適切な運用等を図った。

活力ある漁業就業構造の確立に関して、①就業希望者に対する求人・求職の情報及び地域情報の提供、漁業就業相談会の開催、漁業現場での長期研修等による

新規就業・新規参入の促進と後継者の育成・確保、②漁業の技術及び経営管理能力の向上、③漁業の労働環境の改善、④水産に関する教育の充実、⑤女性の参画や高齢者の活動の促進を図った。

(3) 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

産地の販売力強化と流通の効率化・高度化に関して、①電子商取引による機能的な統合を含む産地市場の統廃合や高度な衛生管理に対応した流通施設の重点的整備等による市場を核とした流通拠点の整備、②前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築、③水産物流通の効率化・高度化、④水産物の需給及び価格の安定のための水産物の調整保管の適切な実施を推進した。

水産加工による付加価値の向上に関して、消費者ニーズに即した新製品の開発、近年需要が伸びている分野への販路の開拓、中食産業・外食産業等の他産業との連携を促進し、水産加工品の新たな需要の創出等を図った。

小売部門の強化に関して、魚介類の店頭表示のガイドラインについて消費者に定着した一般名称や地域の特色を伝える地方名の重要性を勘案した見直し及び関係者への周知等を行った。

水産物の輸入の確保と輸出戦略の積極的な展開に関して、①水産物の輸入の確保、② HACCP 手法の導入を始めとする衛生管理体制の強化や養殖魚及び EU 向け水産物の輸出実行プランの策定等の水産物の輸出戦略の積極的な展開を図った。

消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大と食育の推進に関して、①漁船及び養殖場を対象とした品質管理ガイドライン、産地市場の特徴に応じた品質管理ガイドラインや小規模加工業者を対象とした品目別危害分析・管理実施指針の策定等による水産物の安全及び消費者の信頼の確保、②消費者への情報提供の充実、③食育の推進を図った。

(4) 水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及

現場のニーズに対応する新技術の開発及び普及に関して、漁船への省エネルギー技術の導入効果の実証及び普及の取組、クロマグロの人工種苗生産技術の開発等を推進した。

バイオマス資源の利活用の促進に関して、バイオエタノールの生産、海藻等の未利用資源を利活用する技術の開発等を推進した。

知的財産の創造・保護・活用に関して、水産物のブランド化による新たなビジネスモデルの創出等を促進した。

(5) 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の

多面的機能の発揮

力強い産地づくりのための漁港・漁場の一体的な整備に関して、①国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業の創設等による我が国周辺水域の資源生産力の向上、②国際競争強化を図るための水産物供給基盤の整備を推進した。

安全で活力のある漁村づくりに関して、①災害に強い漁業地域ガイドラインの普及等による防災力の強化、②社会生活基盤の整備の推進等による生活環境の向上、③地域資源を活かした漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流の促進、④漁港関係の災害復旧を図った。

漁業と海洋性レクリエーションの調和がとれた海面利用の促進に関して、プレジャーボート等の取容施設の整備等を推進した。

水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に関して、①離島漁業の再生を通じた多面的機能の発揮、②漁業者を中心とする環境・生態系保全活動の促進を図った。

(6) 水産関係団体の再編整備

漁業協同組合系統の組織・経営・事業の改革に関して、①組織基盤の強化を図るための合併、②経営不振に陥っている漁協の経営改善計画の早急な策定・実施等による経営・事業改革を促進した。

その他水産関係団体の再編整備に関して、水産に関する団体についてその位置付け・役割を見直した。

3 財 政 措 置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

項 目	平成19年度
一般会計合計	265,668
非公共（計）	102,917
公共（計）	162,751
一般公共	154,697
水産基盤整備	144,132
漁港海岸	10,565
災害復旧	8,054

注：1）一般会計予算には、内閣府、国土交通省計上の水産関係予算を含む。

2）予算額は補正後予算額である。